

1982 (毎月1回) 発行

5月号

(村の面積)

332.60km²

発行所 福井県大野郡和泉村

広報

いずみ

(昭和57年4月1日現在)

村の人口

総人口	1,427人
男	718人
女	709人

出生	0人
死亡	1人

転入	20人
転出	29人

世帯数	452世帯
-----	-------

山菜の収穫



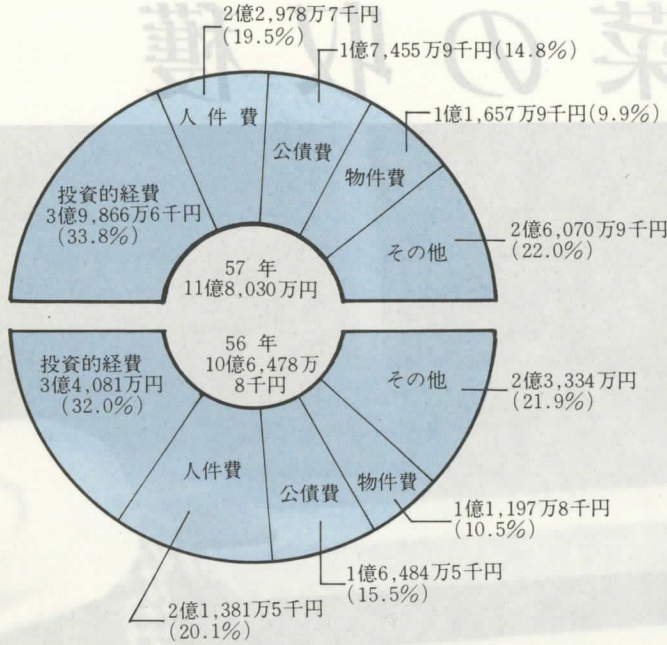
みんなで越美北線を利用しよう。

（表裏目）月ト平2時開

口入
 入754,1
 入718
 入607
 入1
 入30
 入29
 帯出524

財政事情の公表

性質別歳出予算の内訳

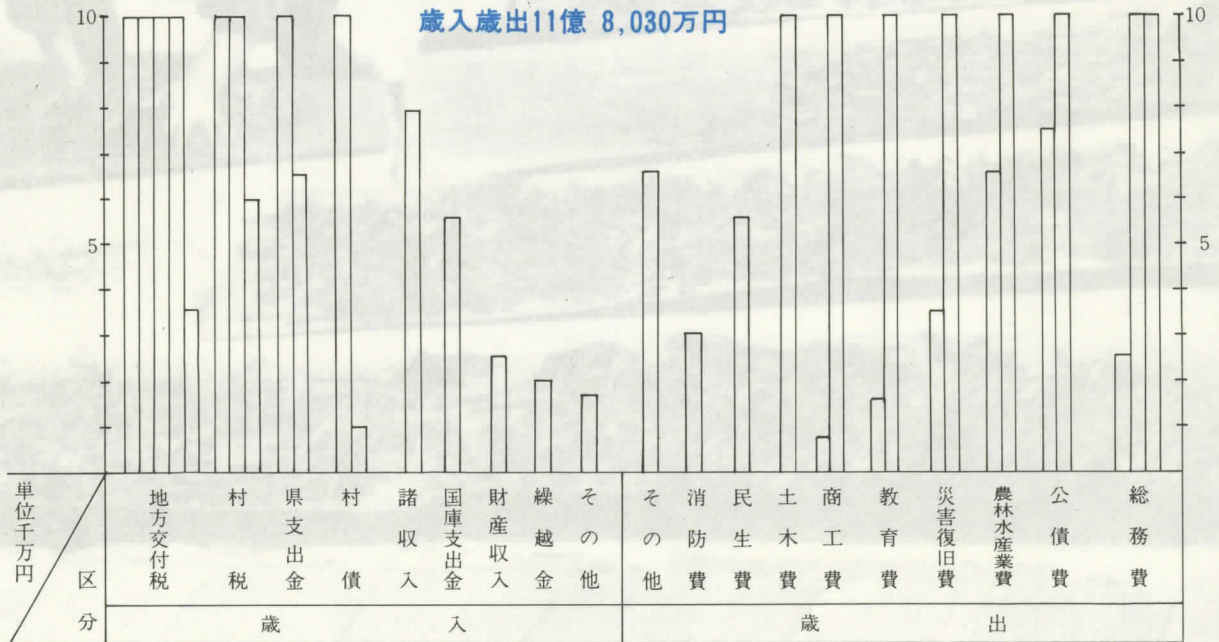


村長 新井一雄

和泉村財政事情の作成及び公表に関する条例の定めるところにより、村の財政事情を公表します。
 今回は昭和五十七年度予算と昭和五十六年度下半期の財政運営の状況について、そのあらましを説明します。
 この財政事情は村民の皆様にも村財政の現況をお知らせし、その実態と村政の動きを十分に認識いただくものであります。今後とも村勢発展のため一層のご協力をお願いします。

昭和57年度一般会計予算

歳入歳出11億 8,030万円



とも「用味を難非美顔つさいら

一般会計予算の

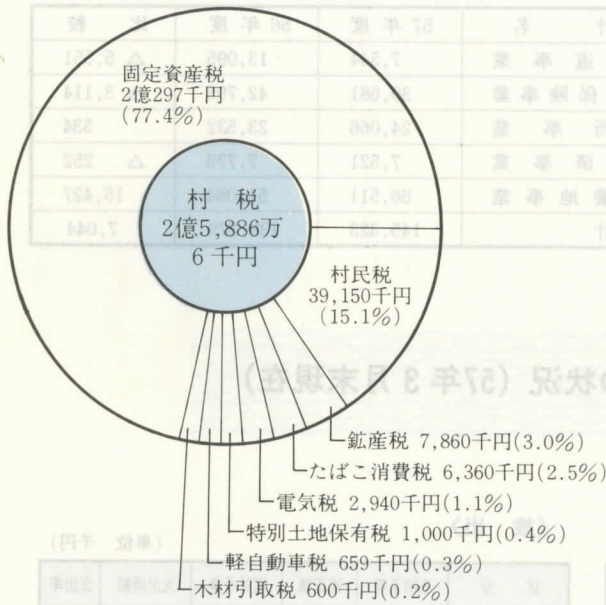
あらまし

昭和五十七年度一般会計予算の総額は十一億八千三百万円で、前年度に比較して一億一千五百五十一万二千円（十八%増）の増額となっております。

予算の内訳については別表のとおりであります。和泉村総合計画を基調とし、各地区から要望のありました事業を優先的にとりあげ、計画的な社会資本の整備ときめ細かな福祉行政の充実を図りました。

本年度の主な事業は農林施設災害復旧事業で、八千五百七十六万九千円をかけて農道四ヶ所、林道二十四ヶ所の整備を行うものであります。新規の主な事業は山村開発センター建設事業で、二年継続事業として総工費八千九百二十万円で建設するもので、本年度は六千三百八十万円を計上したものであります。

村税の状況



昭和57年度一般会計予算

《歳入》

(単位 千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
(1)村税	258,866	261,349	△ 2,483
(2)地方譲与税	7,500	7,500	0
(3)自動車取得税交付金	7,000	7,000	0
(4)地方交付税	435,000	365,000	70,000
(5)交通安全対策特別交付金	10	10	0
(6)分担金及び負担金	1,510	1,330	180
(7)使用料及び手数料	2,245	2,397	△ 152
(8)国庫支出金	56,911	30,185	26,726
(9)県支出金	164,309	121,429	42,880
(10)財産収入	28,830	16,477	12,353
(11)寄付金	10	10	0
(12)繰入金	10	30,000	△ 29,990
(13)繰越金	20,000	20,000	0
(14)諸収入	85,299	80,401	4,898
(15)村債	112,800	121,700	△ 8,900
計	1,180,300	1,064,788	115,512

村民の税負担の状況

《歳出》

(単位 千円)

1世帯当り 452世帯	税目	1人当り 1,427人
86,615	村民税	27,435
443,135	固定資産税	140,362
1,458	軽自動車税	462
14,071	たばこ消費税	4,457
6,504	電気税	2,060
17,389	鉦産税	5,508
1,327	木材引取税	420
2,212	特別土地保有税	701
572,711	計	181,405

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	本年度予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	起債	その他	
(1)議会費	30,216	28,391	1,825				30,216
(2)総務費	227,596	204,701	22,895	3,306		10,415	213,875
(3)民生費	59,515	57,465	2,050	14,676		1,701	43,138
(4)衛生費	21,859	26,789	△ 4,930	1,301		1,400	19,158
(5)労働費	690	801	△ 111				690
(6)農林水産業費	166,860	209,341	△ 42,481	78,241	34,500	10	54,109
(7)商工費	106,227	92,623	13,604	930	9,000	70,377	25,920
(8)土木費	100,334	136,451	△ 36,117	14,000	49,500		36,834
(9)消防費	33,465	23,842	9,623	1,000	2,000		30,465
(10)教育費	114,181	111,139	3,042	1,710		494	111,977
(11)災害復旧費	132,889	3,310	129,579	106,056	17,800		9,033
(12)公債費	174,644	164,930	9,714				174,644
(13)諸支出金	7,000	10	6,990				7,000
(14)予備費	4,824	4,995	△ 171				4,824
計	1,180,300	1,064,788	115,512	221,220	112,800	84,397	761,883

特別会計予算について

特別会計予算については別表のとおりであります。簡易水道事業ほか四特別会計で総額一億四千五百三十二万三千円となっております。前年度に對して七百四十四千円の増額となっております。

各会計ごとに見ると、簡易水道事業は五六豪雪の災害復旧工事終了により減額、国民健康保険事業は暖冬、健康管理の浸透による療養費の減少に伴う減額となっております。また、国民休養地の完成に伴い従来のスキー場会計を包括して国民休養地事業が設けられ、昨年に比べて大巾に増額となっております。

昭和五十六年度 下半期の財政 運営について

昭和五十六年度下半期の財政運営については別表のとおりであります。三月末における一般会計予算額は十三億八千三百七十四千円であり当初予算と比較すると三億一千八百九十一万六千円の増額

昭和57年度特別会計予算状況 (単位 千円)

Table with 4 columns: 会計名, 57年度, 56年度, 比較. Rows include 簡易水道事業, 国民健康保険事業, 診療所事業, 農業共済事業, 国民休養地事業, and 計.

昭和56年度一般会計予算の状況 (57年3月末現在)

《歳入》

Table with 6 columns: 区分, 当初予算, 補正額, 現計予算, 収入済額, 収入率. Rows include 1)村税, 2)地方譲与税, 3)自動車取得税交付金, etc.

《歳出》

Table with 6 columns: 区分, 当初予算, 補正額, 現計予算, 支出済額, 支出率. Rows include 1)議会費, 2)総務費, 3)民生費, etc.

二十九・九%の増となっております。支出については、予算計上した事業は全部完成の見込みであります。また、収入についても歳入として見込んだ財源はほとんど確保され、国、県支出金、起債なども五月末までに収入となり、黒字決算となる見込みであります。

昭和57年度における主な事業

(単位千円)

款	事業名	事業費	財 源 内 訳				備 考
			国県支出金	起 債	その他	一般財源	
総 務 費	生活安定資金貸付事業	10,000			10,000		労金5,000 信金5,000
	住宅資金貸付事業	10,000				10,000	
	宅地造成事業	16,300				16,300	14戸分
	村有林造林事業	14,771	1,520			13,250	
	役場等施設改修事業	2,440				2,440	
	越美北線乗車利用促進事業	1,500				1,500	(補助)
農林水産業費	山村開発センター建設事業	(89,200) 63,800	38,280	25,500		20	山振
	多目的集舎施設建設事業	21,000	14,700	6,300			ミニ総バ
	農道舗装事業	3,000	2,100	400		500	"
	農業施設整備事業	9,700	900			8,800	
	環境整備事業	5,000	1,500			3,500	排水施設
	林道改良事業	8,595	5,157	2,300		1,138	
	県単林道改良事業	5,000	2,000			3,000	
	小規模治山事業	3,000	1,500			1,500	
	林道維持事業	8,000				8,000	
	特用林産振興対策事業	6,340	4,310			2,030	(補助)
間伐促進総合対策事業	1,607	1,607				(補助)	
淡水魚放流事業	3,000				3,000		
商 工 費	商工鉱業振興資金貸付事業	70,000			70,000		(継続)
	国民休養地整備事業	2,348	700			1,648	
	スキー場整備事業	7,000		5,300		1,700	
	公園施設整備事業	5,000		3,700		1,300	
	産業振興調査事業	3,800				3,800	
土 木 費	国県道等改良事業負担金	6,000				6,000	
	道路維持事業	5,400				5,400	
	八千代橋改良事業	21,210	14,000	7,000		210	
	河川整備事業	32,450		30,000		2,450	
	道路整備事業	13,660		12,500		1,160	
消 防 費	消防団員被服等整備事業	2,990				2,990	制服、長グツ
	防火水そう整備事業	1,800	1,000			800	
	ポンプ庫移転事業	2,400		1,000		1,400	
	積載車整備事業	1,800	510	1,000		290	
教 育 費	学校等消防設備整備事業	1,632				1,632	
	朝日小サッシ塗装事業	1,612				1,612	
	朝日中LL機器整備事業	1,918				1,918	
	大納中学校舎改修事業	2,207				2,207	
災害復旧費	農林施設災害復旧事業	85,769	75,426	4,400		5,943	農道4ヶ所、林道24ヶ所
	公共土木施設災害復旧事業	47,120	30,630	13,400		3,090	道路5ヶ所、橋りょう1ヶ所
諸支出金	土地購入事業	7,000				7,000	
計		522,169	195,840	112,800	80,000	133,529	

和泉村議会議員選挙

投票日は七月四日執行(予定)

村議会議員任期満了に伴う「和泉村議会議員選挙」は、七月四日に執行(予定)することになりました。

選挙期日の告示は六月二十七日、立候補締切は六月二十八日午後五時。

投票は和泉村役場(予定)ほか四か所で行われ、午後八時(予定)から中央公民館で即日開票します。

なお、投票所及び投票所開閉時刻(予定)は別表のとおりです。

《投票所及び投票所開閉時刻予定》

投票区名	投票所施設名	投票時間
第一投票区	和泉村役場	午前七時～午後六時迄
第二投票区	大納地区村民体育館	午前七時～午後六時迄
第三投票区	公民館下山分館	午前七時～午後四時迄
第四投票区	後野道場	午前七時～午後四時迄
第五投票区	前坂道場	午前七時～午後四時迄

今回の村議会議員選挙人名簿、選挙時登録の基準日および登録の日などは、次のとおりです。

- 1 登録 六月二十六日
- 2 基準日 六月二十五日
- 3 名簿縦覧期間 六月二十七日から六月二十八日まで
- 4 名簿縦覧期間場所 和泉村役場
- 5 登録の要件

この登録要件を今回の選挙にあてはめてみると次のとおり。

◆住所要件

六月二十五日の基準日から三カ月さかのぼった日(三月二十五日)以前から引き続き本村に居住し、住民基本台帳に記録され、または転入の届出をした者が有資格となります。

◆年令要件

七月四日の選挙期日現在で満二十歳以上に達する者で、次の住所要件を満たしている者が有資格者となります。

六月二十五日の基準日まで三カ月以上の住所要件を満たしている者で、同日に満二十歳に達していない者でも、七月四日の選挙期日までに満二十歳に達すれば有資格者として登録されます。

投票日に投票所へ行って投票できない方は不在者投票を

不在者投票は、投票日に正当な事由によって投票所におもむき投票することのできない人の為に、選挙の期日の告示の日から、投票日の前日までの間に、投票をすることができるとの制度です。

示の日から、投票日の前日までの間に、投票をすることができるとの制度です。

管の書記が待機しており、すから、不在者投票を行う旨申し出てください。

(2) 和泉村以外の市町村に滞在されている選挙人から不在者投票をしたい旨の請求がありますと郵送により本人あて投票用紙と投票手続きの注意事項など同封の上送付いたしますので、送付されましたら、すぐ滞在地の役所内にある選管に、郵便書類を提示ください。(同封の注意書をよくごらんください。せっかくの一票が無駄になることがあります。)

選挙期日の告示が行われますと、役場に不在者投票所が設置されますので、不在者投票を希望する選挙人は、その投票所へ行って投票当日投票することができない旨の申し立てをした宣誓書を提示するだけの簡単な手続きで投票ができます。

宣誓書の用紙は選管に用意してあります。

不在者投票のできる期間 告示の日から投票日の前日まで、日曜、祭日を問わず、毎日午前八時三十分から午後五時まで行うことができます。

例えば、七月四日執行の村議会議員選挙における不在者投票のできる期間は、

六月二十七日から七月三日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで

不在者投票の方法 (1) 和泉村役場で投票する場合、不在者投票所には、選

③ 不在者投票を希望される選挙人は、なるべく早めに手続きをしてください。なお、このほかお知りになりたい方は、選管におたずねください。

私達の手で

選挙違反を追放しましょう

選挙運動

できないこと

できること
できないこと

●事前運動

選挙がいつあるのか、告示されていないときから近く予想される選挙に備え、実質上選挙運動を開始することはよく聞く例ですが、これは禁止されていることなのでお互い充分注意が必要です。

●戸別訪問

特定の候補者に投票して下さいとか、しないで下さいと頼むために戸別訪問をすることはできません。なお、戸別とは会社、工場も入ります。

【禁止】

戸別訪問

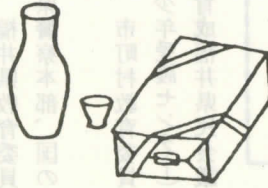


●気勢を張る行為

自動車を連れ、あるいは隊列を組んで気勢を張る行為は認められません。

【禁止】

酒・ビール・高級菓子類の
飲食物提供



●飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは、それがいかなる名義のものであっても、原則として禁止されています。例えば、候補者が選挙運動員や労務者に対して慰労のために飲食物を提供する場合、陣中見舞として候補者などに飲食物を提供すること。

●署名運動

選挙に関し、投票を得る目的、得しめる目的をもって選挙人に対し署名運動をするとは、いつさいできません。

できること

●自由に行える選挙運動

△電話を利用して投票を依頼すること。

△「幕間演説」といって、映画館の休憩時間などに演説すること。

△「個々面接」といって電車の中や街頭でたまたま出合った人に投票を依頼すること。

△また一定の制限はありますが、

(1)街頭で演説すること。

(2)新聞広告を出すこと。

(3)自動車に乗ってよろしくお願ひしますと書いて連呼してあること。

(4)個人演説会を開くことなどが認められています。

【自由】

電話利用



【自由】

選挙用の車利用



◎制限される選挙運動

(1)公務員の地位利用による選挙運動。

(2)国や地方公共団体の公務員あるいは公社公団の役員は、その地位を利用して選挙運動をすることはできません。

◎挨拶行為

当選または落選したことに關して挨拶まわりをしたり、当選祝賀会を開催したりすることは認められません。

◎その他

未成年者は選挙運動をすることはできないし、未成年者に選挙運動をさせることもできません。ただ、お茶の接待をしたり、文書を書き写すような単なる労務の提供は認められています。

陣中見舞、当選祝は

やめましょう

選挙運動は当選を目的として候補者の政見や人物を選挙人に知らせるための運動です。本来選挙運動は自由に行われるのが一番良いのですが、これを野放しにすると金や地位のある特定の候補者が有利となり、真に私たちが代表する立派な人を選ぶことができません。運動はすべて公平に行えるよう選挙運動の方法や費用について一定の制限が設けられています。

毎月十五日 『青少年育成の日』を設定

～すべての県民が青少年について注目し、考え行動する日～

図ることは、ひとときもおろそかにできない重要なことであるところから、今まで、各シーズンごとに「青少年健全育成強調月間」を設定し、各種の啓発活動を精力的に実施してきたのに加え、これらの諸活動をより効果あるものとするため、各機関、団体の各種啓発活動をさらに有機的に連携させ、集中的に展開する日として、「青少年育成の日」(毎月十五日)を設定された。

●主 唱 福井県 ●推進機関、団体 福井県 (1)福井県、福井県教育委員会、福井県警察本部、国の関係機関

- (2)市町村、市町村教育委員会(各青少年愛護センター)
- (3)青少年育成福井県民会議

各種青少年関係団体 ●具体的推進方法 (1)「青少年育成の日」設定の広報

- 設定の主旨を関係機関、団体及び県民に周知をはかるため、毎月キャラバン隊を編成し、街頭での広報活動を展開する。
- 全家庭に家庭用公報ステッカーを配布するほか、各集落には懸垂幕を掲げる。
- (2)「健全育成」「非行防止」意識啓発活動の展開。
- 青少年育成の日推進連絡会の設置。

●啓発活動における基本事項 ●啓発活動は次の事項を基本に展開する。

- ▲県内全域における活動であること。
- ▲すべての県民が自ら参加する活動であること。
- ▲年間を通じ常時展開される活動であること。
- ▲息永く続けられる活動であること。
- ▲「親と子」「家庭」「地域社会」など青少年育成にかかわるすべての問題を考える活動であること。

電気配線の診断について

北陸電気保安協会

ご家庭、商店、小工場などの電気配線の診断は、従来まで北陸電力(株)が実施していましたが、昭和五十七年四月一日からすべて北陸電気保安協会が委託を受けて実施することになりました。

今後、定例的(二年に一回)に電気配線の点検、測定(無料)のため、各家庭にお伺いいたしますので、ご協力をよろしく願います。(なお、和泉村は五月から七月にかけてお伺いする予定であります)

- 財団法人 北陸電気保安協会
- 大野事務所 五―五―一七三

人のうごき

▼死亡 上大納 田中 忠一 48歳

- ▼婚姻 板倉 林 治成 愛知県 小林 史子 朝日前坂 加藤ひとみ 三方町 増井 忠良



俳句・短歌コーナー

次代を担う青少年の非行を未然に防止し、健全な育成を

▲俳句 ▲静かなり 雪解けの水 ダムに満つ 水蓮

▲短歌 ▲「ここかしこ」しだれ桜の 京の町 四百の石段 奈良の長谷寺 千代子

